

地方税の賦課徴収事務に関する

特定個人情報保護評価書

に対するご意見を募集します

＜意見募集期間＞ ※期間内必着

平成 30 年（2018 年）4 月 11 日(水)～5 月 10 日(木)

マイナンバー制度では、国民一人一人に個人番号（マイナンバー）が付番され、社会保障・税・災害対策に関する様々な事務で利用されます。

マイナンバーの利用にあたっては、情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置について、「特定個人情報保護評価書」を作成することとされています。

地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について、みなさまからのご意見を募集いたします。

【問い合わせ先】

＜この評価書の内容に関すること、地方税の賦課徴収事務に関すること＞

札幌市財政局税政部税制課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2282 FAX：011-218-5149

Eメール：zeisei@city.sapporo.jp

ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia3.html

＜特定個人情報保護評価に関すること＞

札幌市総務局情報システム部システム調整課

〒003-0801 札幌市白石区菊水 1 条 3 丁目

電話：011-211-2184 FAX：011-211-2185

Eメール：bangou@city.sapporo.jp

ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/johoo/it/mynumber/pia.html

＜マイナンバー制度に関すること＞

札幌市まちづくり政策局政策企画部 ICT 戦略推進担当

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話：011-211-2136 FAX：011-218-5109

Eメール：bangou@city.sapporo.jp

ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kikaku/mynumber/mynumber.html

<< ご意見募集要領 >>

地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について、重要な変更（特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項の追加等）があることから再評価を行い、住民のみなさまからのご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見を踏まえて検討を行い、さらに外部の有識者の意見聴取を経て、平成 30 年 9 月下旬を目途に、公表する予定です。

なお、お寄せいただいたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せてホームページ等で公表いたします。

※今回修正を行った箇所は、評価書において下線が引かれております。

1 意見募集期間

平成 30 年 4 月 11 日（水）から 5 月 10 日（木）まで（30 日間）

※ 期間内必着

2 意見の提出方法

(1) 郵送、持参の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送、持参してください。

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市財政局税政部税制課あて
(受付時間 平日 8 時 45 分～17 時 15 分)

(2) FAX の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

札幌市財政局税政部税制課あて
F A X : 011-218-5149

(3) 電子メールの場合

メールタイトルを「地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について」として、住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別を記載の上、下記アドレスに送信してください。

メールアドレス : zeisei@city.sapporo.jp

※ 電話によるご意見の受付や、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。

3 個人情報の取扱いについて

(1) ご意見の提出にあたりましては、住所・氏名・年齢・性別をご記入ください。

(2) ご記入いただいた個人情報については、札幌市個人情報保護条例の規定に従って、厳正に取り扱います。ご意見の概要を公表する際には、住所・氏名は公表せず、年代及び性別のみを掲載する予定です。